



建設水道委員会

市の都市建設部及び水道局の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎岡安謙典 ○村田隆男
岡田康弘 木下健二 中島完一
森西順次 吉田耕造

建設水道委員会に付託された議案7件について審査した。

議案第18号のうち、当委員会の所管事項では、7月の豪雨災害による災害復旧費、除雪作業等に係る道路維持費や道路新設改良費を主とした補正予算であり、審査の中で、道路の区画線の補修整備を早急に進めるよう要望があった。

都市計画道路の林田小原線（高専橋周辺）の道路改良事業の進捗状況についての質問が出され、県道であるため岡山県と協力して進めていくとの説明があり、円滑な事業進捗を要望した。議案第18号は、全員一致で原案どおり可決と決した。

議案第31号は、公共下水道津山浄化センターの建設工事において、反応タンク設備及び最終沈殿地設備の更新工事の規模の変更と入札による工事費の確定に伴う減額補正であり、全員一致で原案どおり可決と決した。

議案第32号、第33号は、道路工事に伴う市道認定、市道の起点の変更であり、特に質疑もなく、全員一致で原案どおり可決と決した。

議案第20号は、小田中浄水場のポリ塩化ビフェニルの汚染機器の処分費、公営企業会計制度の改正に伴う準備のための予算計上であり、議案第29号は、水道法の改正に伴い、水道法で規定されていた同様の内容を市条例で規定する条例整備であり、両議案とも全員一致で原案どおり可決と決した。

議案第30号は、余剰の工業用水を雑用水として利用できるようにし、供給対象施設を拡大する条例改正であり、工業用水事業の増益や企業誘致に広がり期待でき、津山圏域クリーンセンターも利用することができるという説明があった。委員からは、水道企業の増収を考えればクリーンセンターには

上水道を利用すべきとの反対意見や、余剰の工業用水の有効活用となり、対象施設の拡大は企業誘致に有利なる材料であるとの賛成意見が出された。採決の結果、賛成多数で可決と決した。

報告事項としては、都市建設部から、都市計画決定の変更について、①都市計画公園の変更、②都市計画ごみ焼却場の決定、③伝統的建造物群保存地区の決定、④都市計画下水道の変更の4点について変更手続きを進めていると報告され、津山市伝統的建造物群保存地区保存条例（案）の骨子について、市営住宅使用料の未払賃料請求事件の和解に係る市長専決処分についての3点の報告を受けた。水道局からは、小田中浄水場の更新事業の今後の予定について、11月下旬には業者を決定し、来年1月からの事業着手を予定しているとの報告を受けた。